

労 審 発 第 8 3 9 号

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 2 8 年 3 月 1 4 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 0 3 1 4 第 1 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 独 立 行 政 法 人 に 係 る 改 革 を 推 進 す る た め の 厚 生 労 働 省 関 係 法 律 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 案 要 綱 (中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 施 行 令 の 一 部 改 正 関 係) 」 、 「 独 立 行 政 法 人 に 係 る 改 革 を 推 進 す る た め の 厚 生 労 働 省 関 係 法 律 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 厚 生 労 働 省 関 係 省 令 の 整 備 等 に 関 す る 省 令 案 要 綱 (中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 施 行 規 則 の 一 部 改 正 関 係) 」 及 び 「 中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 第 四 十 三 条 第 一 項 、 第 四 十 六 条 第 二 項 及 び 第 五 十 五 条 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き 、 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 特 定 業 種 を 定 め る 告 示 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成28年3月14日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）」、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）」及び「中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示案要綱」について

平成28年3月14日付け厚生労働省発基0314第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成28年3月14日

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 勝 悦子

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）」、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）」及び「中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示案要綱」について

平成28年3月14日付け厚生労働省発基0314第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）」、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）」及び「中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示案要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。

労審発第840号

平成28年3月14日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成28年3月14日付け厚生労働省発基0314第2号をもって諮問のあった「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成28年3月14日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子

「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率」について

平成28年3月14日付け厚生労働省発基0314第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成28年3月14日

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 勝 悦子

「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率」について

平成28年3月14日付け厚生労働省発基0314第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。